

令和2年度

事業計画

社会福祉法人

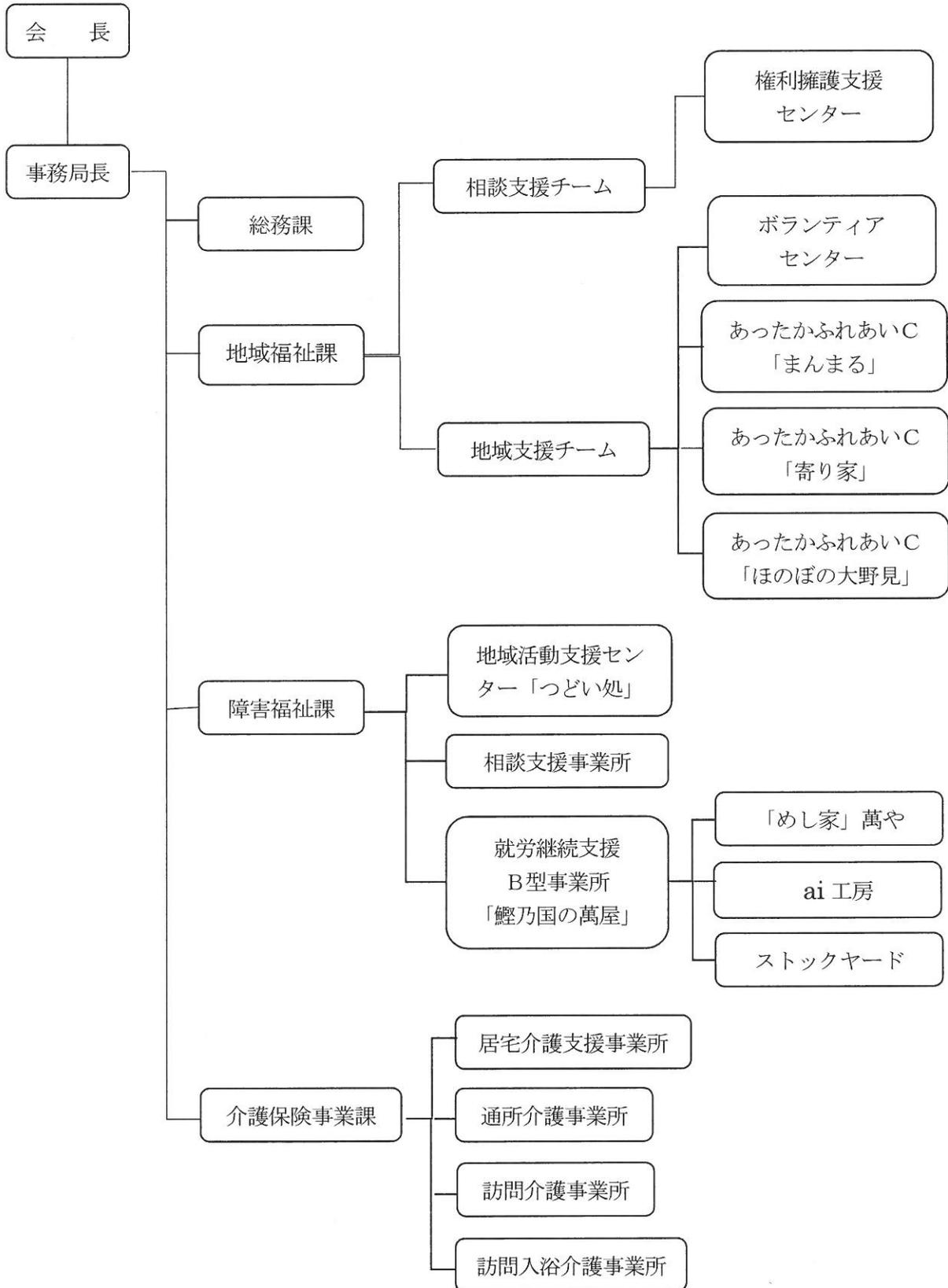
中土佐町社会福祉協議会



## 目 次

令和2年度 事業推進体制 .....	1
第1期基盤強化計画に基づき実施する事業 .....	2
【推進方策の1】 事務局体制及び意思決定方法の強化 .....	2
1 事務局体制の強化 .....	2
2 理事会・評議員会の充実 .....	2
【推進方策の2】 財政基盤の強化 .....	2
1 自主財源の確保 .....	2
2 財政負担を伴う重要課題への対応 .....	2
【推進方策の3】 人材確保・人材育成 .....	3
1 人材確保 .....	3
2 人材育成 .....	3
【推進方策の4】 会員と本会の関係づくり .....	3
1 会員規程の周知徹底 .....	3
2 会員への活動報告 .....	3
【推進方策の5】 行政との協働 .....	3
1 行政への事業提案 .....	3
令和2年度事業計画（担当課別） .....	4
【総務課】 .....	4
1 会務の運営 .....	4
2 事務局体制の強化並びに財政基盤強化に関する取り組み .....	4
3 広報に関する取り組み（広報戦略） .....	5
4 災害時等にも迅速かつ的確に機能する体制の確立 .....	5
5 総務課が所管するその他の事業および施設管理 .....	5
6 総務課担当職員 .....	5
【地域福祉課】 .....	6
1 事業推進体制 .....	6
2 チームが担当する事業及び業務 .....	6
(1) 相談支援チーム .....	6
(2) 地域支援チーム .....	7
【障害福祉課】 .....	10
1 事業推進体制 .....	10
2 チームが担当する事業及び業務 .....	10
(1) 地域生活支援ならびに相談支援チーム .....	10
(2) 就労継続支援B型事業担当チーム .....	11
【介護保険事業課】 .....	12
1 事業推進体制 .....	12
2 各事業の取り組み .....	12
(1) 居宅介護支援事業 .....	12
(2) 通所介護事業 .....	13
(3) 訪問介護事業所 .....	13
(4) 訪問入浴介護事業 .....	13

## 令和2年度 事業推進体制



## 第1期基盤強化計画に基づき実施する事業

### 【推進方策の1】 事務局体制及び意思決定方法の強化

#### 1 事務局体制の強化

(1) 令和元年度に事務局体制が一新されたことで指揮命令系統が確立され、トップダウン／ボトムアップといった縦の情報伝達・情報共有がスムーズに行くようになりましたが、次のステップとして、各課に散らばる「会議体」の在り方を見直すことで横の連携を図り、各課の情報を繋いで事業が効率的に進められるようにします。

【担当：総務課】

(2) 職員の配置、育成、処遇といった法人の人事管理全般を見直し、新たに役割等級制度、人事考課制度、目標管理制度、賃金制度の設計に着手し、令和3年度の施行を目指します。

【担当：総務課】

(3) 全職員が公平に研修の機会が与えられスキルの向上が図れるように、職員研修規程を整備し年度ごとの研修計画を立案します。

【担当：総務課】

#### 2 理事会・評議員会の充実

(1) 執行機関である理事会中心の法人運営を目指すべく、必要な情報をタイムリーに提供できるようにするとともに、その回数や内容について理事会での意見を基に見直します。

【担当：総務課】

(2) 法人基盤強化のもう一つの柱である監査機能の充実に向け、定例監査の在り方を監事とともに見直します。

【担当：総務課】

### 【推進方策の2】 財政基盤の強化

#### 1 自主財源の確保

(1) 自主財源を確保していくためには、社協の財源構成から考えていく必要があります。また、安定的な経営のためには収支のバランスが重要であることから、経年的に赤字幅が大きい事業に改善を加えます。

【担当：総務課／介護保険事業課】

#### 2 財政負担を伴う重要課題への対応

(1) 現時点で提起されている重要課題は、「介護保険事業」と「就労継続支援B型事業」の今後の在り方、ならびに「法人移転」、新規事業としての「小規模多機能型居宅介護事業」が挙げられます。こうした重要課題には幅広い知見を要することから、理事会での継続テーマとして論議を重ねていきます。

また、事務局サイドでは、「課長会」を中心に必要に応じて「プロジェクトチーム方式」で議論の場を設けます。

【担当：課長会／プロジェクトチーム】

### 【推進方策の3】 人材確保・人材育成

#### 1 人材確保 2 人材育成

(1) 新たな人材の確保については、業種間競争の時代に入り極めて困難な状況にあることから、対抗でき得る「処遇の改善」を少しずつでも進めていく必要があります。また、一方では現員が職を辞さない、いわゆる「育成」の観点からの取り組みを、法人としてシステマ的に考えていく事も重要です。

- ・人事管理制度の設計に取り組みます。【再掲】
- ・人事管理制度には育成に関する内容も盛り込みますが、喫緊の取組として年度計画に基づく研修を企画するとともに、自己啓発支援の具体策を提示できるようにします。

【担当：総務課】

### 【推進方策の4】 会員と本会の関係づくり

#### 1 会員規程の周知徹底

(1) 会員制度が必置とされる社会福祉協議会にあって、「住民会員制度」「賛助会員制度」「組織構成会員制度」等々寄るべき制度内容は社協により様々です。中土佐町社協にとって相応しい会員制度は何なのかも含め、まずは職員の会員に関する基礎的知識を習得するための研修を実施します。

【担当：総務課】

#### 2 会員への活動報告

(1) 会員への活動報告は、従前には社協機関紙がおもな媒体でしたが、近年の広報媒体としてはWEB上のホームページやSNS発信が有用となってきていることも考慮し、広報の戦略を抜本的に見直す必要があります。改善すべき内容のボリュームが大きいため、今年度は社協機関紙の「リニューアル版」の発行を目指します。

【担当：総務課】

### 【推進方策の5】 行政との協働

#### 1 行政への事業提案

(1) 現状の法人力に見合った、かつ、住民福祉力が後退しない事業展開を図っていくには、多くの受託事業や補助事業を整理し、効率的に推進していく必要があります。行政、社協ともに財源の問題が根底にあることから、行政との協働は、まずは「事業の効率化」を論点に進めていきます。

【担当：課長会】

## 令和2年度事業計画（担当課別）

### 【総務課】

---

基盤強化計画（4か年計画）の3年目を迎え、過去2年に積み残してきた課題も多く、主管課として、解決に向けてその取り組みを加速させます。

#### 1 会務の運営

- (1) 理事会の開催
  - ・第1回理事会 令和2年6月10日（水）10:00～13:00
  - ・第2回理事会 令和2年11月13日（金）10:00～12:00
  - ・第3回理事会 令和3年3月17日（水）10:00～12:00
  
- (2) 監事会
  - ・決算監査 令和2年5月29日（金）10:00～
  - ・中間（上半期）監査 令和2年10月28日（水）10:00～12:00
  
- (3) 評議員会
  - ①定時評議員会
    - ・第1回評議員会 令和2年6月26日（金）10:00～12:00
    - ・第2回評議員会 令和3年3月26日（金）10:00～12:00

※理事会・評議員会にあつては、法人運営上、喫緊の課題等協議を要する案件が出た場合には臨時会を開催します。

#### 2 事務局体制の強化並びに財政基盤強化に関する取り組み

- (1) 人事管理制度の導入 【再掲】

法人経営に相応しい人事管理の方法として、役割等級制度・人事考課制度・目標管理制度の3制度を取り入れ、上半期で制度設計、下半期から管理職への試行導入を目指します。一般職への導入は令和3年度からを予定しています。
  
- (2) 給与・賞与制度の見直し 【再掲】

新たな人事管理制度と連動した給与・賞与制度を検討し、次年度からの導入を目指します。
  
- (3) 職員の育成 【再掲】

職員の能力向上は急務です。中期的（3～5年）視野に立った研修計画を立案し、適宜実施していきます。
  
- (4) プロジェクトチームの設置 【再掲】

重要課題に対応すべく、事務局長を中心とした部門横断的なテーマ別のプロジェクトチームを設置します。

  - ①財政基盤強化プロジェクト（介護保険事業並びに就労継続支援B型事業の収支改善にかかるプロジェクト）

- ②広報戦略プロジェクト（今年度は「社協機関誌リニューアル版」の作成プロジェクト）
- ③災害ボランティアセンターならびにBCP（事業継続計画）に関するプロジェクト

### 3 広報に関する取り組み（広報戦略）

#### (1) 広報のあり方検討 【再掲】

広報を経営機能の一つとして捉えなおし、法人に直接関係しない人たちを含む社会全体とのコミュニケーションを図り、法人が幅広い信頼を得ることができるよう、時代に即した新しい広報のあり方をプロジェクトチームで検討します。

今年度は、まずは「社協機関紙」を一新し、リニューアル版を発行します。

### 4 災害時等にも迅速かつ的確に機能する体制の確立

「中土佐町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」により災害ボラセンは社協が運営することになります。併せて、本会が運営する各種福祉サービス利用者の避難支援や発災後の要援護に関し、本会がどう対処していくのか、その非常時体制の取り方や事業継続について内部議論を加速させる必要があります。

#### (1) 災害ボラセンの運営に関すること

#### (2) 事業継続に関すること

…について、組織横断のプロジェクトチームで検討します。

### 5 総務課が所管するその他の事業および施設管理

#### (1) 福祉用具貸し出し事業【自主事業】

#### (2) 赤い羽根および歳末募金配分金事業【自主事業】

#### (3) 中土佐町養育支援訪問事業【受託事業】

#### (4) 寝具類洗濯乾燥・消毒サービス事業【受託事業】

#### (5) 指定管理施設の管理

- ・上ノ加江老人憩いの家
- ・デイサービスのじぎく荘
- ・鯉乃国の「めし家」萬や
- ・ai工房

※「のじぎく荘」ならびに「鯉乃国の「めし家」萬や」については、次期指定管理者として申請予定（指定管理期間：令和2年9月1日～令和5年8月31日の3年間）。

#### (6) 借受施設（県有財産無償借受施設）

- ・旧県立須崎高等学校久礼分校（法人移転により令和3年3月31日までの予定。）

### 6 総務課担当職員

課長（事務局長兼務）

会計担当 1名

労務管理担当 1名

庶務担当 1名

計3名（専従）

## 【地域福祉課】

---

第2期地域福祉計画ならびに社協発展計画に基づき実践を重ねてきましたが、中間年を終え、地域福祉の根幹である住民主体の福祉活動が、「あったかふれあいセンター事業」の機能拡充に位置づけてきた「小地域ケア会議」を通して花を咲かそうとしています。

次年度は、住民福祉活動の基盤を確たるものとするため、また、小地域ケア会議を通して上がってくる様々な生活課題を抱えた人々を、各種専門職の知見を集めた多機関協働のネットワークと住民福祉ネットワークの重層的ネットワークで支えていけるように、次の5点を令和2年度の地域福祉課の重点事業として取り組んでいきます。

### 〔重点事業〕

- 1 多機関の協働による包括的支援体制構築事業
  - 2 権利擁護支援センター事業
  - 3 地域力強化推進事業
  - 4 ボランティアセンター事業
  - 5 福祉学習事業
- 

## 1 事業推進体制

- ・地域福祉課長
- ・相談支援チーム 主任、チーム員2名 計3名
- ・地域支援チーム 主任、チーム員11名 計12名 総計16名

## 2 チームが担当する事業及び業務

### (1) 相談支援チーム

#### ① 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 【重点事業・受託事業】

複合・複雑化した課題に対応するため、「相談支援包括化推進員」（以下、「包括化推進員」）を3名配置し、行政（地域包括支援センター）の包括化推進員と共に、相談支援に従事する職員のネットワークづくりと地域づくりに関する全町横断的なネットワークづくりの視点で体制構築を図ります。

- ・地域力強化事業を活用した必要な社会資源創出の検討（資源開発会議の開催）
- ・複合的な課題がある世帯に対する支援（安心生活応援ネットワーク会議の開催）
- ・一次相談支援機関への支援（スーパーバイズ等の活用促進）
- ・各分野に従事する推進員の課題抽出会議（コア会議）の開催
- ・相談支援チームが担当する事業を活用した組織内の相談体制の強化

#### ② 権利擁護支援センター事業 【重点事業・受託事業】

成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関として権利擁護支援体制の構築を図るため、支援課題の重度化予防と課題解決に向けた一次相談支援機関のセンターの活用

展開や権利擁護支援者の人材育成、町内の権利擁護支援に関する実態把握に努めます。

- ・ 弁護士及び司法書士による専門相談会の開催
- ・ 関係機関と連携した個別支援と権利擁護支援に関する実態調査
- ・ 権利擁護に関する広報・啓発（住民及び福祉従事者向け研修の開催）
- ・ 権利擁護支援養成「専門」講座の開催
- ・ 担当職員へのスーパーバイズ
- ・ 中土佐町権利擁護支援システム推進委員会による課題検討

③ 総合相談事業 【自主事業】

生活上のあらゆる相談に対し、制度サービスや各事業の支援機関と連携し対応します。また、社会的孤立や制度の狭間への対応についても、組織全体で早期発見・早期支援体制の確立に努め、必要に応じて関係機関と協議し課題解決につなげます。

④ 生活困窮者自立支援事業 【受託事業】

就労や心身の状況、地域社会との関係性などの経済的自立支援、日常生活の自立支援、社会生活の自立支援など本人の状態に応じて支援します。また、多様な支援課題がある住民は増加傾向にあり、一層の関係機関との連携強化や地域に向けた意識啓発に取り組みます。

⑤ 生活福祉資金／小口資金貸付事業 【受託事業／自主事業】

低所得者や高齢者、障害者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り安定した生活を送れるように支援します。

⑥ 福祉サービス利用援助事業 【受託事業】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など自己判断能力が不十分な人が自立した生活が遅れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等により日常生活を支えます。

⑦ 法人成年後見事業 【自主事業】

意思決定の困難な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の権利を法的に保護し、可能な限り本人の意向を反映させその生活を支えます。また、関係事業と協力し権利擁護支援者の人材育成や事業の実施体制を整備し、多様な権利擁護支援ニーズに対応できる体制を整えます。

## (2) 地域支援チーム

① 地域力強化推進事業 【重点事業・受託事業】

住民の抱える福祉ニーズの多様化、複雑化に対応できるよう「地域共生社会」の実現を目指し、あったかふれあいセンターを拠点に、住民が「我が事」のように主体的に課題解決に取り組める体制づくりに努めます。そして、包括化推進員と協力し地域とつなぐ視点で「丸ごと」の相談支援体制を強化させます。

- ・ あったかふれあいセンターの運営サポート

- ・小地域の見守り支え合いのネットワークづくり
- ・地域ふくし活動同窓会の開催
- ・学校、社会福祉団体と連携した児童生徒への福祉学習の実施
- ・関係する事業や機関と連携し新たな社会資源創出の検討

## ② ボランティアセンター事業 【重点事業・自主事業】

「地域共生社会」の実現に向けて、お互いさまの土壌づくりを目指します。そのため、あったかふれあいセンターや各事業で明らかになった地域生活課題やニーズに対して人材を確保し、また、災害時の円滑なボランティア活動支援に取り組めるようボランティアセンター機能の強化を図ります。

- ・地域生活課題やニーズの把握と集約及び人材確保
- ・ボランティア活動や保険の情報提供
- ・災害ボランティアセンター連絡会の開催と行政危機管理室との連携
- ・組織内の「災害に関するプロジェクト」の取り組みとの連携

## ③ 福祉学習事業 【重点事業・自主事業】

「地域共生社会」の実現に向けて、住民が主体的に課題解決に取り組めるよう福祉に関する理解促進と人材育成に努めます。また、組織内の各事業が実施する福祉学習が効果的に実施できるよう調整します。

- ・組織内の各事業が実施する福祉学習や啓発活動の把握とサポート
- ・学校、社会福祉団体と連携した児童生徒への福祉学習の実施

## ④ あったかふれあいセンター事業 【受託事業】

地域福祉コーディネーター1名、運営・相談員2名を各地域のあったかふれあいセンター（久礼「まんまる」、上ノ加江「寄り家」、大野見「ほのぼの大野見」）にそれぞれ配置し、地域福祉の拠点として、子どもから高齢者まで誰もが利用し、住民同士で互いに支え合える地域づくりに努めます。特に地域アクションプランの推進に向けて「地域ふくし活動推進委員」（以下 推進委員）が主体的に取り組めるようサポートし、各センターの重点目標を推進委員と共有し「小地域ケア会議」や「地域ふくし活動推進委員会」を起点に連携して取り組みます。また、久礼地域の「まんまる」は新たに「はたらく」機能を付加し、閉じこもり、孤立傾向にある住民の支援を関係機関と連携しながら取り組みます。

## ⑤ 認知症施策総合推進事業及びサポーター養成事業 【受託事業】

認知症地域支援推進員を配置し、認知症状のある住民とその家族が地域で安心して暮らせるよう、医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関とのネットワークの形成や人材育成、普及啓発を地域包括支援センターと協力しながら取り組みます。

## ⑥ 福祉団体の事務局 【補助事業】

中土佐町民生委員児童委員協議会、中土佐町老人クラブ連合会、中土佐町障害者協議会の事務局を受け持ちます。

## ⑦ 中土佐町生活支援体制整備事業 【新規受託事業】

介護保険地域支援事業（包括的支援事業）に定められた生活支援コーディネーターを配置し、第1層及び第2層協議体のコーディネートを行い、包括支援センターと協力しながら高齢者の生活支援、介護予防の基盤整備を行います。

以上

## 【障害福祉課】

---

就労継続支援B型事業所は、昨年度職員体制が整わないこともあり、主たる事業所「鯉乃国のめし家 萬や」の店舗事業を、弁当・総菜の製造販売に切り替え営業を継続してきましたが、従たる事業所の「ai 工房」、施設外就労実施施設「ストックヤード」を含めた業務全般について、障害者の就労訓練に相応しい事業として、その在り方を原点に立ち返って見直す必要を感じています。加えて、事業に携わる職員のスキルの向上が不可欠であることから、障害福祉課の令和2年度の重点項目を次に掲げ、真摯に取り組んでいきます。

### 〔重点項目〕

- 1 就労継続支援B型事業の抜本的な見直しと安定的な事業経営
- 2 支援者として障害福祉に携わる職員の基礎的な知識・技術の習得

就労支援B型事業は、障害者の就労に必要な知識や能力の開発・向上のために、生産活動等の機会を提供・訓練し、生産活動を通して得た賃金が社会生活の自立に繋がることを目的とします。

この事業経営の困難さは、障害者の就労訓練指導と工賃向上という事業の第一義の目的を完遂しつつ、自主事業であるが故に、給付費をもとに収支バランスを取らなければならない、いわば、ダブルスタンダード（二つの水準）の達成にあります。

当該事業には、サービス管理責任者・職業指導員・生活支援員といった職種が必置となっておりますが、その役割と責務を理解して資質の向上を図るため、職員研修を充実させることが急務となっております。また、将来の中土佐町における障害者数や当該事業の利用者数を推計しながら、新たな資源（事業）開発も視野に入れて実績を積み上げる必要があります。

地域生活支援・相談支援事業については、順調に事業推進が図れていますが、当該事業担当職員のさらなる資質向上を目指して研修を充実させていきます。

---

## 1 事業推進体制

- ・ 障害福祉課長
  - ・ 地域生活支援ならびに相談支援チーム                      主任、チーム員3名      計4名
  - ・ 就労継続支援B型事業担当チーム                              (課長兼務)、チーム員8名      計8名
- 総計 13名

## 2 チームが担当する事業及び業務

### (1) 地域生活支援ならびに相談支援チーム

#### ■障害者地域生活支援事業 【受託事業】

中土佐町地域活動支援センター「つどい処」での創作活動や生産活動を通して、障害者の自立と社会参加を図ります。

- ①利用定員              20人/日（現在の登録者数75人）

②開所日時 月曜日～金曜日 8:30～17:15

■中土佐町相談支援事業所 【受託事業／障害サービス給付による自主事業】

障害者等が地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるように支援することを目的とし、次のような相談・援助を行います。

①開所日時 月曜日～金曜日 8:30～17:15（緊急時等は24時間対応）

②業務内容 日常生活全般にわたる相談（受託事業）

障害児（者）の計画相談支援

地域移行・定着支援

(2) 就労継続支援B型事業担当チーム

■就労継続支援B型事業所「鯉乃國の萬屋」 【障害サービス給付による自主事業】

・主たる事業所 鯉乃國の「めし家 萬や」

①定員 15名（現況数5名）

②業務内容 弁当・総菜の製造販売

③サービス提供日時 月曜日～金曜日 9:00～15:00

・従たる事業所「ai 工房」

①定員 10名（現況数6名、内4名はストックヤードを併用）

②業務内容 生活環境クリーナー「よろず ai」の製造販売

③サービス提供日時 1回～2回／週 9:00～15:00

・施設外就労実施施設「ストックヤード」

①現況数 11名（4名併用）

②業務内容 中間処理施設でのリサイクル資源の分別や保管

③サービス提供日時 火曜日～金曜日 9:00～15:00

・その他 自治体や企業からの依頼作業

以上

## 【介護保険事業課】

法人の収益を唯一産み出せる「課」として、その果たすべき役割は大きい、一方、中土佐町高齢者の在宅介護サービス事業者の中核的存在として、その担うべき責務も大きい。

現在、居宅介護支援事業、通所介護事業、訪問介護事業ならびに訪問入浴介護事業の4事業に加え、障害サービスである居宅介護等事業、重度訪問介護事業、同行援護及び移動支援事業を訪問介護事業所が担っています。

しかしながら、この中で収益を生み出している事業は通所介護事業のみであり、本来、市場経済化（民間事業者の参入により、競争原理の中でサービスの質を担保しようとするもの）された介護保険事業は、通常経営では黒字が原則（赤字の場合は撤退）ですが、残念ながら本会にあっては、やればやるほど累積赤字が膨らんでいく実態が見えます。訪問介護事業所や訪問入浴介護事業所は、本会をおいて他に無いがために、介護難民を発生させるわけにはいかないという社協の責務に縛られて、苦しい経営を強いられている側面もあります。

法人として、この難題にどう挑んでいくかが喫緊の課題となっているものの、解決の決定打が打ち出せないままにここに至っているのが現状です。

以上から、今年度は、仮に痛みを伴っても経営方針の大胆な転換を図り、向こう3年間のうちに収支バランスが均衡するよう努めます。

### 〔重点事業〕

- 1 訪問介護事業（高齢・障害サービス）の収支改善への取り組み
- 2 訪問入浴介護事業の担当部署及び配置人員の検討

### 1 事業推進体制

・ 介護保険事業課長		
・ 居宅介護支援事業	主任（兼務）1名、介護支援専門員2名	総計3名
・ 通所介護事業	主任1名、生活相談員2名、看護師7名、ケアワーカー16名 （兼務5名）、調理員5名（兼務3名）	総計23名
・ 訪問入浴事業	主任（兼務）1名、看護師（兼務）7名 （通所介護事業所職員が兼務で事業運営）	
・ 訪問介護事業	主任1名、サービス提供責任者3名（兼務1名）、 ホームヘルパー11名（兼務3名）	総計11名

### 2 各事業の取り組み

#### (1) 居宅介護支援事業

現在、主任居宅介護専門員を含め3名で事業を展開していますが、事業ボリュームが大きい当課の責任者（課長）が当該事業所長ならびにケアマネージャーを兼務でこなさなければならない現状に鑑み、新規職員（ケアマネージャー）を募集しているところです。労働市場は厳しい状況にありますが、引き続き募集をかけていきます。数年のちに新規

事業を立ち上げることを考えると、早期の採用が望まれます。

- ①営業日時 月曜日～金曜日 8:30～5:15 (緊急時は24時間対応)
- ②利用者数 現在の月当たりの平均利用者数は95名  
令和2年度は月平均利用者数100名を目標とします。

## (2) 通所介護事業

「のじぎく荘」の指定管理期間が令和2年8月に満了することから、次期指定管理者の公募に応募する必要があります。指定予定期間は令和2年9月1日～令和5年8月31日の3年間で6月議会に上程予定です。指定手続きは年度当初から始まりますが、次期指定管理者として指定を受けるべく申請します。

- ①営業日時 月曜日～土曜日(祝祭日を含む) 10:00～16:00
- ②利用者数 現在の1日当たりの平均利用者数は26名  
1日の利用定員数を35名に設定していることから、できる限り待機者が出ないように努め、経営の安定を図ります。

## (3) 訪問介護事業所

平成24年度決算から赤字事業に陥り、昨年度末までの7年間で累積赤字が38,694千円、今年度決算においても回復は望めないため、およそ43,000～45,000千円のマイナスとなる予想です。収入が年間20,000千円程度しかない事業ですので、一般的には事業撤退も視野に入れた議論が必要です。しかしながら、事業撤退は中土佐町内から訪問介護事業所が消えることを意味しますので、事業存続のため、この3年間で収支±0になるよう早急に事業改善に取り組みます。

- ①営業日時 年中無休 7:00～21:00
- ②利用者数 要支援・要介護者56名、障害者10名、(移動支援契約数5名)

## (4) 訪問入浴介護事業

訪問入浴車の老朽化に伴い事業存続が危ぶまれましたが、24時間テレビの福祉車両の助成が受けられたことから、次年度も継続して事業を実施します。

現在は利用者が少なく、通所介護事業所の職員が兼務で運営していますが、利用者増への取り組みと、事業効率を考慮したうえでの担当部署の選定を検討していきます。

- ①営業日時 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- ②利用者数 高齢者1名・障害者1名、利用回数は約12～13回/月

以上